

## 環境にやさしい・木の住まい助成事業Q & A

### 1 共通事項

1	県内に主たる事務所を有する建設業者の定義	県内に本店を構える業者とします。
2	直営は対象となるか	対象となります。

### 2 県産材活用住宅の建設等

1	どのような住宅が助成の対象となるか	居室、台所、浴室、トイレを備え、独立した生活が可能な新築一戸建住宅を対象とします。申請を行う年度内に着工し、翌年度の1月末日までに完成することが条件となります。なお、平成21年度までは延べ面積80㎡～280㎡の住宅を対象としていましたが、平成22年度は面積に係る条件は設けないこととしています。
2	敷地内に既存の建物がある場合でも対象となるか	新築する住宅が上記2-1の要件を満たしている場合は、建築基準法上の増改築であっても助成の対象となります。(離れを残して母屋を増築する場合等)
3	店舗併用住宅は対象となるか	住宅部分が上記2-1の要件を満たしている場合は対象とします。県産材使用量は住宅部分のみを算出(困難な場合は面積按分)することとします。
4	構造の一部に鉄骨を使用してもよいか	主要構造部の過半が木造であれば、混構造の住宅であっても対象となります。
5	社宅や賃貸住宅は対象となるか	建築主(分譲住宅の場合は購入者)自ら居住するために建設される住宅を対象とします。社宅や賃貸住宅は対象となりません。
6	別荘は対象となるか	居住の本拠となる住宅であることが条件ですので、別荘は対象となりません。
7	県産材使用量に外装材や下地材は含まれるか	含まれます。
8	車庫や物置の県産材使用量は含まれるか	住宅本体と一体となった車庫や物置であって、住宅用に使用されるものであれば対象とします。
9	ウッドデッキは県産材使用量に含まれるか	当該ウッドデッキが住宅本体と一体となっている場合は対象とします。
10	伝統技術に係る県産材使用量を計上してもよいか	計上できます。
11	着工の定義	丁張り時点とします。
12	他の助成金等を活用している場合の制限	補助の対象が同一であって、国及び県が直接または間接に助成を行っている補助金については併用することができません。 [重複可能な助成金等の例] ・市町村・民間団体等が国及び県の助成を受けずに実施しているもの ・住宅本体の建設にかからないもの(土地、設備等) [重複できない制度の例] ・鳥取市のUJIターン住宅支援事業
13	住宅エコポイントと合わせて活用してもよいか	住宅エコポイントも合わせて活用できます。ただし、環境配慮住宅に係る上乗せ助成の申請を行う場合は、断熱施工を除く2種以上の省エネルギー対策を行うことが必要となります。
14	県産材の使用量が交付申請時より増えた場合、補助金も増額されるか	補助金額は交付申請の内容に基づいて交付を決定された額と、実績に基づいて算出された額のいずれか低い金額で決定されます。 交付決定後に補助金の増額を行うことはできません。
15	分譲住宅の場合、登録時より増額して申請を行うことができるか	登録時の内容で助成対象として認めたものであるため、増額して申請を行うことはできません。
16	補助金の実績額が交付決定時より減った場合、当初申請していなかった伝統技術や環境配慮に係る助成を受けることができるか	当初申請されていなかった場合は、補助を受けることはできません。

### 3 伝統技術活用住宅

#### (1) 全般

1	交付決定後に活用する伝統技術を変更してもよいか	変更できます。
---	-------------------------	---------

#### (2) 手刻み

1	助成の対象は	大工職人により、継手・仕口等の加工を手作業(電動工具の使用は可)により行ったものを対象とします。プレカット工場において機械加工されたものは対象としません。
2	手刻み加工の木材とプレカット加工の木材を併用してもよいか	プレカット加工の木材を一部でも使用している場合は、助成の対象となりません。

#### (3) 外壁の下見板張り

1	対象となる工法及び対象外となる工法	羽目板張り等は、箱目地等が機械加工されることから伝統技能とは判断できないため、対象外となります。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>対象となる工法</td> <td>ささら子下見板、押縁下見板、南京下見板</td> </tr> <tr> <td>対象とならない工法</td> <td>羽目板張り、ドイツ下見板</td> </tr> </table>	対象となる工法	ささら子下見板、押縁下見板、南京下見板	対象とならない工法	羽目板張り、ドイツ下見板
対象となる工法	ささら子下見板、押縁下見板、南京下見板					
対象とならない工法	羽目板張り、ドイツ下見板					
2	縦板張りは対象となるか	縦板張りは伝統技術にあたらなため、対象となりません。				

#### (4) 左官仕上げ

1	内壁に漆喰を利用した場合は対象となるか	対象となります。木舞壁、漆喰、じゅらく塗等の土塗壁の類は、下地にかかわらず可とします。珪藻土も対象となります。
2	下地はラスボードでも良いか	内壁の場合は可とします。外壁の場合は、漆喰であれば可(下地不問)とします。
3	モルタル下地に吹き付けをしても対象となるか	対象となります。モルタル下地であれば仕上げは不問としますが、実績報告の際に塗り厚が判別可能な施工状況写真を提出してください。
4	内壁のみで40㎡でも良いか	構いません。

**(5) 日本瓦葺き**

1	和形瓦とは	J I S規格におけるJ形を指します。
2	J I S規格以外の同等品とは何か	和形瓦であれば可とします。
3	棟瓦の仕様に規制はあるか	ありません。
4	使用面積に規制はあるか	過半が和形瓦であれば可とします。

**(6) 木製建具**

1	県内に本拠地を置く建具業者の定義	県内に本店を構える建具業者とします。
2	見付面積とは何か	建具を正面から見た面積を指します。建具外枠の縦×横で算出します。

**4 環境配慮住宅**

1	CASBEEとっとり戸建の評価は誰が行うか	(財)建築環境・省エネルギー機構に登録されたCASBEE戸建評価員または当該団体が認定した評価員養成講習を受講した建築士の方が評価を行うことが必要です。講習会や評価員試験の開催予定等については、同団体のホームページで確認してください。
2	省エネルギー対策等の要件は	○開口部及び外壁・屋根・天井・床の断熱施工 日本住宅性能表示基準「省エネルギー対策等級」における等級4を満たすこと ○外壁及び屋根の高遮熱性塗装 対象箇所のいずれかについて高遮熱性の塗装を行っていること。(局部的なものは除く。)塗料の指定や面積基準等はありません。 ○高効率冷暖房機器等の省エネルギー設備 省エネルギー冷暖房(家電エコポイントの対象となるものは除く。)、または高効率給湯設備を採用していること。CASBEEとっとり戸建による該当項目の評価レベル5の機器とします。 ○太陽光発電等の自然エネルギー利用設備 太陽光、風力、水力、地熱、木質バイオマス等の自然エネルギーを活用した設備を採用していること。 ○その他住宅の環境負荷低減に係る取り組み 雨水利用、LED照明器具(2台以上)、断熱浴槽など、住宅の省エネルギー化を図る取り組みであること。
3	省エネルギー対策について、同一の категорияにおける複数の取り組みを行っている場合は対象となるか	対象となります。異なる項目であっても同一の項目の中であっても複数の取り組みを行っている場合を対象とします。
4	市町村から住宅用太陽光発電の補助を受けていてもよいか	市町村から住宅用太陽光発電の助成を受ける場合は、当該助成の対象となっている取り組み以外で、2種以上の省エネルギー対策等を実施することが必要です。
5	交付決定後に、省エネルギー対策の取り組み内容を変更してもよいか	変更できます。

**5 県産材活用改修**

1	対象となる住宅の要件は	自ら所有し、居住する住宅であれば、面積や構造、築年数等にかかわらず対象となります。賃貸住宅や社宅等は対象となりません。
2	新築の助成を受けた後で、改修の助成を受けても良いか。また改修の助成を数回に分けて受けることはできるか。	H22年度以降にこの制度による新築または改修の補助を受けた住宅については、10年以上経過しなければ再び補助を受けることはできません。
3	車庫や物置も対象となるか	住宅と同一敷地内にあり、日常生活において使用している車庫、物置等については対象となります。
4	農業用の倉庫や店舗等は対象となるか	事業用のものは対象となりません。
5	他の補助金と合わせて利用してもよいか	補助の対象となる経費が区分できる場合は併用可能です。
6	住宅エコポイントと合わせて活用してもよいか	活用できます。